



市老連だより 4

平成 29 年 5 月 18 日

一 般 社 団 法 人
大 阪 市 老 人 福 祉 施 設 連 盟
施 設 長 各 位

一 般 社 団 法 人
大 阪 市 老 人 福 祉 施 設 連 盟
代 表 理 事 後 藤 静 男

- ① 2018年度介護報酬改定の議論がスタート
- ② 定期・随時対応訪問介護看護、小多機などを議論

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告致します。

① 2018 年度介護報酬改定の議論がスタート

社会保障審議会・介護給付費分科会は 4 月 26 日、2018 年度介護報酬改定に向けた議論をスタートしました。次回改定では介護療養病床の転換先となる介護医療院の報酬・施設基準、特別養護老人ホームにおける看取りのための環境整備、通所リハビリテーションと通所介護の役割分担などが、論点になる見通しです。部会は今後、月 2 回のペースで議論し、12 月中旬には報酬・施設基準についての基本的な考え方をまとめる予定です。

厚労省はこの日の分科会に、今後の検討スケジュールと、検討事項の例を示しました。検討事項例は、▽通所リハビリテーションと通所介護の役割分担と機能強化▽小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等のサービス提供量の増加や機能強化・効率化の観点からの人員基準や利用定員等のあり方▽特別養護老人ホームの施設内での医療ニーズや看取りに、より一層対応できるような仕組み▽入退院時における入院医療機関と居宅介護支援事業所等との連携▽ロボット・ICT・センサーを活用している事業所に対する報酬・人員基準等のあり方▽訪問介護における生活援助を中心にサービス提供を行う場合の緩和された人員基準のあり方▽介護医療院の報酬・基準や各種の転換支援策の 7 点で、2016 年 12 月の社保審・介護保険部会や療養病床の在り方等に関する特別部会の意見書に盛り込まれていた内容です。

部会は夏ごろまで月 2 回程度のペースでこれら課題を関係団体からのヒアリングも交えながら議論していきます。秋以降は各介護サービスについての踏み込んだ議論に入り、12 月中旬には報酬・基準に関する基本的な考え方の整理と取りまとめを行います。地方自治体の条例制定や改正に関係する基準については、先行して取りまとめる方針です。年度末の予算編成を経て、来年 1～2 月には介護報酬改正案の諮問・答申に漕ぎ着けたい考えです。

◆地域共生社会は地域包括ケアシステムの上位概念－厚労省

分科会では通常国会で審議中の社会福祉法の改正で新たに設けられる、「共生型サービス」と地域包括ケアシステムの関係についての質問が相次ぎました。同改正案は、高齢者、障害者、子育てといった対象者によって区分される従来の縦割りの施策を改め、様々な困難を抱え、支援を必要とする人たちを地域全体で支える「地域共生社会」の実現に向けた、包括的支援体制の構築を提唱。その一環として、障害者が介護保険の被保険者の年齢に達した時に、これまでと同じ事業所で必要な介護サービスを受けられるよう、介護保険と障害福祉の両方の制度「共生型サービス」を新設し、障害福祉サービス事業所等であれば介護保険事業所の指定を受けやすくなる仕組みを整えます。指定基準などについては、2018年度改定の議論の中で検討することになっています。

委員からは「地域共生社会の概念は地域包括ケアシステムの上位概念になるのか」、「障害者福祉と一緒にするのは、介護サービスを措置制度に戻すということか」などの質問が出ました。厚労省は「地域共生社会は、高齢者に必要な支援を包括的に提供するという、地域包括ケアシステムの考え方を障害者や子どもにも広げたもので、地域包括ケアシステムの上位概念になります。介護サービスを措置に戻す考え方で進めるものではない」と回答しました。

②定期・随時対応訪問介護看護、小多機などを議論

厚生労働省は5月12日の社会保障審議会・介護給付費分科会に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護（小多機）、看護小規模多機能型居宅介護（看多機）などの介護報酬について、論点を示しました。定期巡回・随時対応型訪問介護看護については給付実績のない保険者が6割を超えることなどから、サービス供給量の増加を目指すことを提案しました。小多機と看多機では、両者で異なるサテライト型事業所の取り扱いを検討課題にあげました。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、重度者をはじめとする在宅の要介護高齢者に日中・夜間を通じて訪問看護と訪問介護を提供するため、定期的な巡回訪問に加えて、利用者からの通報に応じる随時訪問も行うサービスとして2012年に創設。だが、2016年4月審査分の請求事業所は約633カ所にとどまり、サービスの給付実績のない保険者は全保険者の約65%に及びます（2016年10月時点）。同様に夜間対応型訪問介護の請求事業所数も制度創設当初こそ微増傾向にあったものの、近年は微減に転じています。定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業者調査では、事業者の約6割が「利用者が集中する時間帯の職員体制の構築」をサービス参入の障壁・課題にあげ、約7割の事業所は日中もオペレーターと随時訪問介護員の兼務が可能になるよう、兼務要件の緩和を要請していました。

そのため厚労省は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や夜間対応型訪問介護のサービス供給量を増やす必要があるとして、オペレーターの役割や実態を調査した上で、ICTの活用も含めた人員配置や資格要件のあり方を検討することを論点に位置づけました。

◆現行でサテライト設置が可能なのは小多機のみ

一方、小多機と看多機では、サテライト型事業所の取り扱いについて検討を求

めました。現行制度でサテライト型事業所の設置が認められているのは小多機のみで、看多機も小多機のサテライト事業所を設置することはできるが、看多機のサテライト事業所を設置することはできません。そのため厚労省は、「看多機と小多機におけるサテライト型事業所に関する取り扱いが異なる点についてどのように考えるか」と問題提起しました。

このほか▽小多機・看多機における人員基準や利用定員のあり方と看護職員の確保策▽小多機で事業所外の介護支援専門員が居宅サービス計画を策定した場合の取り扱い▽看取りまで対応する看多機の体制のあり方▽2017年度末までの時限措置である看多機の【事業開始時支援加算】の取り扱いなどが論点として示されました。

当日の資料などについては、厚生労働省のHPにアップされています。
あわせてご覧ください。

①第137回社会保障審議会介護給付費分科会資料

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000163532.html>

②第138回社会保障審議会介護給付費分科会資料

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000164649.html>

【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町 12-10
大阪市立社会福祉センター311号室
TEL 06-6765-3611 FAX 06-6765-3612